

記入例

申請年月日を記入してください。

様式第 1 号

平成 年 月 日

邑南町長 石橋良治様

住 所 邑南町 矢上 6000
商号又は名称 邑南商事(有)
代表者職氏名 代表取締役 邑南 太郎 印
印

物品の製造の請負、売買等入札参加資格審査申請書

邑南町で発注される下記物品の製造の請負、売買等に～以下省略

記

1 希望する物品等の営業種目 別紙(様式第1号関係)のとおり

注 大分類及び中分類は～以下省略

2 添付書類

法人	・登記事項証明書の写し	法人の場合は添付してください。
個人	・誓約書(様式第2号)	記入例を参照してください。
共通	・営業経歴書(様式第3号)	記入例を参照してください。
	・委任状(様式第4号)	
	・確約書(様式第5号)	記入例を参照してください。
	・町税に～以下省略	税務課・支所で発行します。
	・消費税～以下省略	税務署で発行します。(該当者のみ)
	・営業所に必要～以下省略	許可証等の写し(該当者のみ)
該当する者	・障害者雇用状況～以下省略	報告書の写し(該当者のみ)

平成29・30年度入札参加資格申請書の提出の有無 1又は2 有=1 無=2

平成29・30年度の参加申請書の提出があれば1を無ければ2を記入してください

記入例

様式第 2 号

誓 約 書

私は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で
復権を得ない者のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請年月日を記入してください。

平成 年 月 日

住 所 **呂南町 矢上 6000番地**

商号又は名称 **呂南商事(有)**

代表者職氏名 **代表取締役 呂南 太郎** 印

記入例

様式第 3 号

営 業 経 歴 書

	本 店	邑南町内の営業所等		
フリガナ	オオナンショウジ			
代表者職名	代表取締役			
代表者氏名	邑南 太郎			
所在地	邑南町 矢上 6000			
電話番号	0855 (95) 1111	()		
FAX番号	0855 (95) 2351	()		
県内営業所等 (すべてを記載)	名 称	所 在 地		
	邑南商事(有) 江津営業所	江津市江津町 1 2 3 4		
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務有り:雇用率		%	
	障害者雇用状況報告義務無し:雇用障害者数		1 人	
従業員数	技術職(人)	営業(販売)職(人)	事務職(人)	計(人)
	1	3	2	6

申請事務担当者欄

部課名等 **総務課** 担当者氏名 **邑南 二郎**

電話番号 **0855 (95) 1234**

委任状は、邑南町が執行する競争入札等に会社の代表者が直接来れないため、代理の者に、その行為を委任する場合に提出していただくものです。本社が県外等にあり県内の営業所長等が委任されるケースが大半です。よって、邑南町内に本社、本店がある場合には必要ないものと考えられます。

様式第 4 号

委 任 状

平成 年 月 日

邑南町長 石橋良治 様

住 所

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

印

事業所所在地

職 氏 名

代理人と定め、平成 年 月 日から平成33年3月31日まで邑南町において発注される物品の製造の請負、売買等に関し下記の権限を委任します。

記

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約締結に関する件
- (3) 契約の履行に関する件
- (4) 契約の履行に伴う代金請求及び受領に関する件
- (5) その他前各号に付帯する一切の件

確 約 書

このたび邑南町において発注される物品の製造、売買等に係る入札に参加するため、申請書を提出しましたが、入札に参加する場合は、貴町における諸規定を厳守し公正な入札をいたします。

もし、下記事項に該当した場合は、入札参加資格の取消し又は指名の停止を受けましても異存ありません。

申請年月日を記入してください。

平成 年 月 日

邑南町長 石橋良治様

住 所 **邑南町 矢上 6000番地**
申請者 商号又は名称 **邑南商事(有)**
代表者職氏名 **代表取締役 邑南 太郎 印**

記

1. 入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
2. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
3. 故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
4. 正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。
5. 物品の製造、修理及び売買等に際し、町の契約担当者が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
6. 製造を粗雑にし、又は物件の品質にかしがあったとき。
7. 売買等の契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められたとき。
8. 業務に関し贈賄等の刑事事件を起こしたとき。
9. 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当であると認められたとき。
10. 不渡手形の発行、債権差押等経営状態が著しく悪化したとき。
11. 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令に違反し、処罰を受けたとき。
12. 天災その他不可抗力の事由による場合を除き、履行遅延があったとき。
13. 1号から5号までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

